

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	13	担当課	環境・ゼロカーボン推進		
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	18-11	不利益処分の種類	特定粉じん発生施設に係る構造等の改善命令等
大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）					
（敷地境界基準）					
第十八条の五 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下「敷地境界基準」という。）は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、環境省令で定める。					
（改善命令等）					
第十八条の十一 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。					
大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日号外厚生省、通商産業省令第一号）					
（敷地境界基準）					
第十六条の二 石綿に係る法第十八条の五の敷地境界基準は、環境大臣が定める測定法により測定された大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本であることとする。					